

(5) 悪臭の現況

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出事業場は、畜産関係 21 件を始め 26 事業場があり、悪臭発生源が原材料置場・製造工程等の事業場全体である場合が多いこと、複合臭等により悪臭防除技術上の問題及び資金上の問題等から悪臭防除に関して抜本的な対策がとりにくい状況であります。

なお、平成 18 年 10 月 1 日からは、従来から実施している物質濃度規制から臭気指数規制に変更となりました。

規制基準（臭気指数規制）

敷地境界線における規制基準（悪臭防止法第 4 条第 2 項第 1 号）

| 規制地域の区分 | 第 1 種地域 | 第 2 種地域 | 第 3 種地域 |
|---------|---------|---------|---------|
| 臭 気 指 数 | 1 2 | 1 5 | 1 8 |

臭気指数規制とは、人間の嗅覚を用いて算定される「臭気指数」を指標として、悪臭原因物（悪臭の原因となる気体又は水）を規制するもの

（注）臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定される。

$$(\text{臭気指数}) = 10 \times \log_{10}(\text{臭気濃度})$$

（参考）

臭気指数 1 0 : ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数 1 2 ~ 1 5 : 気をつければ分かる臭気（希釈倍率 1 6 ~ 3 2 倍）

臭気指数 1 8 ~ 2 1 : らくに感知できる臭気（希釈倍率 6 3 ~ 1 2 6 倍）